

銚子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の11第1項の規定により自転車乗車用ヘルメットをかぶるよう努めることとされた自転車の運転者に対し、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用について予算の範囲内において銚子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自転車乗車用ヘルメットの普及を促進し、道路の交通に起因する人の死傷の防止を図り、もって市民の安全な暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自転車乗車用ヘルメット」とは、自転車に乗車する際にかぶり頭部を保護する目的で製造されたものであって、次の各号に掲げる団体等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるマーク（団体等が定める安全基準に適合しているものとして認証を受けた証であるものをいう。）が貼付されたいずれかのものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会 SGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟 JCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会 CEマーク
- (4) ドイツ製品安全法 GSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会 CPSCマーク
- (6) その他前各号に掲げる団体等が定める安全基準に類するものとして、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら又は養育する子がかぶるために自転車乗車用ヘルメットを購入した者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当する

者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。）を滞納していないこと。
- (3) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 他の地方公共団体から補助金と同等の給付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用の額が2,000円未満のときは、当該購入に要した費用の額)とする。

- 2 補助金の交付は、次条の規定による書類の提出に係る一の自転車乗車用ヘルメットについて、1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、銚子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用を証する書類
- (2) 購入した自転車乗車用ヘルメットに貼付されたマークの写真

- 2 申請者は、前項の書類を自転車乗車用ヘルメットを購入した日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

- 3 第1項の書類の提出をもって、補助金に係る実績の報告があったものとみなす。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、銚子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

3 補助金の交付をもって、補助金の額の確定があったものとみなす。

（交付決定者の責務）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、市長から交付申請の内容について検査又は報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日以後に購入された自転車乗車用ヘルメットについて適用する。